

豊中市要綱等に基づく手続等における情報通信の技術の利用
に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要綱等に基づく申込み、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、豊中市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年豊中市条例第18号。）及び豊中市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年豊中市規則第21号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱等 市の機関の要綱、要領等の規程（条例等を除く。）をいう。
- (2) 申込み等 申込み、届出その他の要綱等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (3) 通知等 要綱等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定のものに対して行うものを除く。）をいう。
- (4) 縦覧等 要綱等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (5) 作成等 要綱等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (6) 手続等 申込み等、通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申込み等)

第3条 市の機関は、申込み等のうち当該申込み等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込み等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申込み等については、当該申込み等を書面等により行うものとして規定した申込み等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申込み等は、同項の市の機関の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、規則第2条第2項第2号アからエまで及びカに掲げるもののいずれかを当該申請等と併せて送信すること又は規則第4条第3項ただし書に規定する措置をもって当該署名等に代えさせることができる。
- 5 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申込み等をするものは、同項に規定する申込み等をするものの使用に係る電子計算機であって、同項に規定する市の機関が定める技術的水準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、申込み等を行わなければならない。ただし、当該申込み等をするものが、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、当該申込み等を書面等により行うものとして規定した申込み等に係る要綱等（以下「申込み等に係る要綱等」という。）の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。
 - (1) 当該申込み等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
 - (2) 当該申込み等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載され、又は記載すべきこととされている事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が指定する事項
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する電子情報処理組織を使用して申込み等をするものは、当該申込み等を書面等により行うときに申込み等に係る要綱等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等のうち、入力に係る事項の確認のために市の機関が特に必要なものとして指定する書面等は、これを市の機関に提出しなければならない。
- 7 第5項の規定により申込み等をするものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市の機関の指定する方法により当該申込み等をしたものを確認するための措置を講じる場合は、この限りでない。
- 8 申込み等に係る要綱等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申込み等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第5項の規定により申込み等が行われたときは、当該申込み等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
- 9 市の機関は、第5項の規定により申込み等をするものが次の各号に掲げるときは、当該申込み等に係る要綱等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書

面等の提出を省略させることができる。

(1) 申込み等をするものに係る規則第2条第2項第2号ア及びイに掲げる署名用電子証明書を送信するとき 申込み等をするものに係る住民票の写しであって、そのものの氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

(2) 申込み等をするものに係る規則第2条第2項第2号ウに掲げる電子証明書を送信するとき 申込み等をするものに係る登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。次号及び第4号において同じ。)であって、そのものの名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、そのものの氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの

(3) 申込み等をするものに係る規則第2条第2項第2号エに掲げる電子証明書を送信するとき 申込み等をするものに係る登記事項証明書であって、そのものの名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

(4) 次のいずれかに掲げる措置を講じるとき 申込み等をするものに係る登記事項証明書であって、そのものの名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

ア 次のいずれかに掲げる事項の提供

(ア) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

(イ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号

(ウ) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第7条に規定する会社法人等番号

イ 市の機関に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の提供

(5) 次のいずれかに掲げる措置を講じるとき 不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項に規定する登記事項証明書

ア 次のいずれかに掲げる事項の提供

(ア) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番

(イ) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及

び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

(ウ) 不動産登記令(平成16年政令第379号)第6条第1項に規定する不動産識別事項

イ 前号イに掲げる措置

(電子情報処理組織による通知等)

第4条 市の機関は、通知等のうち当該通知等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた通知等については、当該通知等を書面等により行うものとして規定した通知等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知等に関する要綱等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた通知等は、同項の通知等を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受けるものに到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該通知等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、市の機関が定めるものを添付すること(以下この項において「電子署名等」という。)をもって当該署名等に代えることができる。ただし、市の機関が定める通知等については、市の機関が定める措置を講じることによって当該電子署名等に代えることができる。
- 5 第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機と同項に規定する通知等を受けるものの使用に係る電子計算機であって当該市の機関が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。)を使用して行う通知等は、当該通知等を受けるものが当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の次の各号のいずれかの方式による表示をする場合に限り行うものとする。
 - (1) 当該電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の市の機関が定めるところにより行う届出
- 6 市の機関は、第1項の規定により前項に規定する電子情報処理組織を使用して通知等を行うときは、市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から当該通知等を書面等により行うときに記載すべきことと

されている事項を入力し、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

7 前項の場合において、市の機関は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、通知等を受けるものが当該通知等を行った市の機関を確認するための措置を市の機関が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該市の機関を確認するための措置を行わなければならない。

8 通知等を受けるものが、前項の規定により当該通知等をそのものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から市の機関が別に定める日までに記録しない場合その他市の機関が必要と認める場合は、市の機関は、同項の規定にかかわらず、書面等により当該通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているもの（申込み等に基づくものを除く。）については、当該要綱等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法若しくは市の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により当該縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成又は保存をする方法により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、市の機関が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、市の機関が定めるものを添付することをもって当該署名等に代えることができる。

(その他の手続等への準用)

第7条 市の機関の手続等（第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の要綱等に特別の定めがある場合を除き、この要綱の規定の例による。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市の機関に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、都市経営部デジタル戦略課長が別に定める。

附 則（令和4年6月7日）

この要綱は、令和4年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年11月9日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。